

9月10日は「下水道の日」です

下水道は、霞ヶ浦などの自然環境や、私たちの快適で豊かな生活環境を守るために整備が進められている公共財産です。皆さんが将来にわたって快適に利用できるよう、下水道の適正な利用にご協力ください。

☎下水道課(☎826-1111 内線2386)

下水道が整備されたら早期の接続を

台所やお風呂、洗濯などの雑排水を道路の側溝や水路などに流している家庭や、浄化槽またはくみ取り式トイレを使用している家庭は、できるだけ早く下水道に接続してください。

排水設備(水洗化)工事は指定工事店で

宅内の排水設備工事は、一定の技術基準に沿って正しく行われないと詰まりの原因となります。また、適切な事務手続きを行わないと料金トラブルなどが生じることがあります。必ず市に登録された「指定工事店」へお申し込みください。

※指定工事店についてはホームページをご覧ください。



工事費の一部を補助します

浄化槽またはくみ取り式トイレから下水道に切り替える工事をする方を対象に、工事費の一部を補助します。申請方法など、詳しくはお問い合わせください。

下水道使用料について

下水道使用料は、各家庭から排出される汚水の量に基づき計算しています。毎月の汚水の量は、市の水道を使用している家庭では水道メーターの数値と同量とし、井戸水などを使用している家庭では、居住している人数×6㎡としています。井戸水などを使用している家庭の人数に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

大丈夫ですか？あなたのお店の排水

霞ヶ浦流域の小規模事業所に対する排水規制が強化されます

☎環境保全課(☎826-1111 内線2364)



茨城県霞ヶ浦水質保全条例等の一部が改正され、令和3年4月1日から、飲食店やコンビニエンスストアなどの小規模事業所の排水規制が強化されます。これにより、排水基準超過による改善命令や罰則の適用範囲が拡大され、これまで対象とならなかった小規模事業所を含めたすべての事業所が対象となります。

排水処理施設の整備などに対しては、融資制度や利子相当額を補給する制度があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

☑排水の水質基準を守りましょう

霞ヶ浦流域のすべての事業所が守るべき排水基準が、「茨城県霞ヶ浦水質保全条例」により定められています。現在は、基準を超過した小規模事業所には改善勧告を出し、改善されない場合は事業者名を公表する措置をとっています。令和3年4月1日からは、基準を超過したすべての事業所に改善命令を出し、改善されない場合には罰則を科す場合があります。

参考：排水基準値の一部

	BOD (生物科学的酸素要求量)	浮遊物質	チッ素	リン
日間平均	20mg/L	30mg/L	—	—
最大	25mg/L	40mg/L	45mg/L	6mg/L